

兼松グループ

サステナブル サプライチェーン ハンドブック

Appendix (一般事例集)



・強制労働

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・タイの大手食品会社 A 社は、養殖エビの飼料となる魚粉を、強制労働を強い ている漁船から調達していると告発された。・外部調査の結果、漁船では人身売買により、労働者が数年間拘束されてい たほか、雇用主による暴行や拷問、さらには殺害といった深刻な人権侵害が行 われていたことが判明した。・A 社の養殖エビは各国のスーパーに供給されており、取引先にはアメリカの大 手スーパーB 社が含まれていた。
サプライヤーへの影 響	<ul style="list-style-type: none">・大手報道機関の報道により、事件の概要が世間に広まると、アメリカのスーパ ーで A 社の養殖エビを購入していた消費者が集団訴訟を起こし、A 社は訴訟 の対応に追われた。・事件後、A 社は人権の遵守状況の確認をサプライヤーの漁船まで迎えることの 重要性を再認識し、トレーサビリティを改善するためにサプライヤーの数を大幅に 削減した。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・A 社から養殖エビを仕入れていたアメリカの大手スーパーB 社は、消費者から 差し止め請求を含む集団訴訟を受けた。・また、B 社は倫理的調達を掲げながら、強制労働に関与する供給網から商品 を仕入れ、販売していたことを複数の報道機関に報道され、企業イメージに深 刻な打撃を受けた。



養殖エビ漁船における強制労働



児童労働

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・アメリカの大手コーヒーチェーン C 社にコーヒー豆を供給しているグアテマラのコーヒー農園で、13 歳未満の子どもが 1 日 8 時間、週 6 日という過酷な条件でコーヒー豆を収穫している疑いが浮上した。・調査の結果、一部の農園で児童労働の事実が判明した。・子どもたちは週 40 時間以上の労働により教育を受ける機会を奪われていたうえ、最大 40kg にもなる量の豆を収穫するなど、肉体的にも過酷な労働を強いられていた。
サプライヤーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・調査が終了するまでの間、該当地域のコーヒー農園は取引先から一時取引を停止された。・実際に児童労働が確認された農園は、取引先のサプライヤーリストから除外された。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・農園から調達していたアメリカの大手コーヒーチェーン C 社は、当該地域からの豆の購入を即時に停止して調査を実施したものの、ILO の労働規則への違反を指摘され、報道機関にも大々的に報道された。・C 社はこの事例から数年後、「倫理的な調達」を掲げながら、実際には児童労働が行われている農園から調達していたとして、アメリカの消費者団体から虚偽広告で提訴された。



グアテマラ コーヒー農園における児童労働



労働安全衛生

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・ Bangladeshにおいて、複数の縫製工場が入居する商業ビルの崩壊事故が発生し、縫製労働者 1,000 名以上が死亡、2,000 名以上が負傷した。・一部の労働者が壁の亀裂を指摘し、建物に避難警告が出されていたにもかかわらず、工場オーナーは警告を無視し、安全性に問題がないと判断して操業の継続を指示した。・取引先である欧米のグローバル企業からの納期遵守に対する強い要求が、こうした意思決定に影響を及ぼした可能性が指摘されている。
サプライヤーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・大勢の労働者が死亡または負傷し、崩壊したビルの操業は停止された。・ビルの所有者と工場経営者数名は殺人罪等で逮捕・起訴された。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・工場から調達していた欧米のグローバル企業は、労働者の安全が確保されていないサプライヤーから調達していた事実に加え、サプライヤーに対する厳しい納期要求が、サプライヤーの労働者の人権侵害を助長したとして大々的に非難された。・一部の企業は当該事故に関する責任を認め、負傷した労働者および遺族への補償基金として数千万米ドル規模の拠出に合意した。



Bangladesh縫製工場ビル倒壊事故



・汚染防止

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・大手自動車メーカーD社向けに部品を供給するアメリカの自動車部品メッキ企業E社の工場において、従業員が有害物質を含む排水を規定の処理基準に従わず下水へ放流した事例が発生した。・調査の結果、従業員は排水警報システムを意図的に解除し汚水を放流したこと、加えてE社としても法令に定める即時通報義務を履行せず、排出事実の報告を怠ったことが判明した。・当該事件により行政機関から非常事態勧告が発出され、近隣住民には河川水との接触回避を促す周知措置が取られた。
サプライヤーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・E社は、罰金および補償金あわせて数十万ドルの支払いを命じられ、5年間の保護観察処分を受けた。・事件後、E社は事業継続が困難となったことにより、経営が破綻し、買収された。・買収に伴い、E社は工場を閉鎖し、100名以上の従業員を解雇した。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・E社から部品を調達していたアメリカの大手自動車メーカーD社は、環境団体や議員からサプライヤーへのモニタリング不足を指摘され、批判を受けた。・これを受け、D社は環境コンプライアンス強化と代替調達への対応を迫られた。

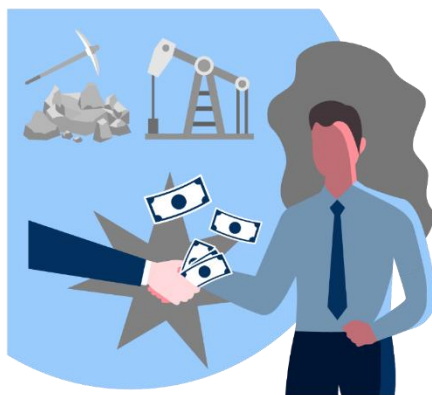


自動車部品企業の汚水放出問題



・公正な事業活動

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・大手電気自動車メーカー F 社のサプライヤーであるスイスの資源大手会社 G 社は、長年にわたり DRC コンゴをはじめとするアフリカ諸国、ブラジル、ベネズエラなどの公務員や政府関係者に賄賂を支払い、石油取引及び鉱山権益の不正取得を図っていたことが判明した。・これらの不正行為は国際的な贈賄防止法に違反しており、アメリカやイギリスなどの当局によって調査が行われた。
サプライヤーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・当局の追求を受け、G 社は有罪を認める司法取引に応じ、総額十億ドル規模の制裁金を課された。・さらに、3 年間の独立コンプライアンス監視義務を負い、企業の信用は大きく失墜した。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・G 社から DRC 産コバルトを調達していたアメリカの大手電気自動車メーカー F 社は、自社が社会的責任を果たすリーダーであることを強調する広報を行っていながら G 社から調達した資源に依存しており、広報内容と実態が異なるとして、メディアや NGO から非難された。・さらに、F 社は消費者に誤解を与えたとして、一部団体から虚偽広告に基づく訴訟を提起された。



資源会社における贈賄・腐敗行為



・品質管理・利用者の安全と健康

事例の概要	<ul style="list-style-type: none">・グローバル自動車メーカーH社のサプライヤーである日本の自動車部品メーカーI社が製造した安全部品に設計上の瑕疵が認められ、これに起因する致命的な不具合によって、当該部品を搭載した自動車の利用者が死亡する事故が複数の国で発生した。・原因は品質管理データの改ざんによるものであり、長期間にわたり耐久性試験および評価が十分に実施されていなかったことが背景として指摘された。
サプライヤーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・I社は政府機関等から刑事訴追を受け、アメリカを中心に数十億ドル規模の賠償金の支払いを命じられた。・主要自動車メーカーとの取引停止措置、多額の訴訟対応費用の発生、および顧客信頼の喪失が複合的に影響し、I社は大幅な財務損失を計上するとともに事業継続が困難となり、最終的に経営破綻した。
買い手への影響	<ul style="list-style-type: none">・日本のグローバル自動車メーカーH社は、I社から調達した部品に起因するリコール対応を余儀なくされ、品質管理体制に対する批判を受けた結果、ブランドイメージの毀損を招いた。・加えて、一部の訴訟案件においてはI社と並び共同被告として法的責任の追及を受けた。



自動車部品企業における安全部品欠陥・品質不正